

アイセック・ジャパン海外安全対策委員会 最終報告書

アイセック・ジャパン海外安全対策委員会

委員長：藤本 隆宏

委員：有坂 錬成

庄司 道弘

山本 信之

海外安全対策委員会（以下、当委員会）では、特定非営利活動法人アイセック・ジャパン（以下、アイセック・ジャパン）の諮問を受け、2012年秋よりアイセック・ジャパンが策定してきた法人の海外安全管理の改善・強化策が適切なものであるかについて、審議及び現状確認を行ってまいりました。その結果、当委員会として、当該強化策は現時点において妥当なものであるとの結論に達しましたので、下記の通りご報告いたします。

目次

1. 当委員会の目的及び審議経過について
2. 当委員会の確認結果について
 - 2.1. アイセック・ジャパンの海外安全管理改善策について
 - 2.2. アイセック国際本部による研修生の安全担保のための制度設計
変更について
3. 今後の体制について

1. 当委員会の目的及び審議経過について

当委員会は、アイセック・ジャパンより、アイセック・ジャパンが作成した海外安全管理体制の改善案が研修生の安全確保の観点からみて適切なものであるか、この点において社会的責任を果たしうるものであるかを諮問したい旨の依頼を受け、2012年秋に設置されました。当委員会は、アイセック・ジャパンの海外研修プログラムにおける研修生の安全確保を現在における最優先の課題であると認識し、適宜アイセック・ジャパンの理事やスタッフを招集し、現状、改善案および改善状況を聞くとともに、2012年10月25日、12月21日、および2013年1月

28日に当委員会を開催し、上記の案件につき審議いたしました。

第一回委員会では、2012年10月時点においてアイセック・ジャパンにて作成した海外研修プログラムの安全管理強化案が十分なものであるかどうかについての審議を、研修生の安全確保という観点から行いました。その結果、①当該強化案の内容に安全対策上不十分な点がまだあるため、研修生が現地に向け出発し、現地の空港等に到着し、さらに研修国の宿泊先に到着するまでの全行程に対し、安全対策上の空白が一切生じないことをめざし、さらなる内容充実を図るべきであること、②海外研修プログラムにおける研修生の安全確保は、アイセック・ジャパンのみならず世界各国のアイセックに共通の最重要課題であることを、アイセック国際本部を通じて強く訴えかけるべきであること、③研修生の渡航時のみならず、研修国滞在中の安全面でのサポートも強化すべきであること、概略以上3点をアイセック・ジャパンに要請いたしました。

続いて、2012年12月に、第二回委員会を開催し、第一回委員会での議論を踏まえたアイセック・ジャパンによる海外安全管理対策の修正強化案が十分なものであるかどうかについて審議いたしました。第二回委員会では、前回提出の対策案の修正に加え、日本語で24時間連絡可能な相談窓口（以下「緊急対応窓口」といいます。）を新たに設置するなど、追加的な海外安全管理案がアイセック・ジャパンから提案されました。これらも含め本委員会は、アイセック・ジャパンによる海外安全管理強化案がさらに改善されたことを確認しました。また本委員会は、こうした新たな海外安全管理策をアイセック・ジャパン全体に効果的に浸透させるため、様々な会議等の場で海外安全対策教育を強化することなどを要請しました。

第三回委員会では、第一回委員会の要請に関連して、アイセック・ジャパンがアイセック国際本部に対し海外安全対策強化のための制度改善を要請し、その結果、アイセック国際本部による制度変更が実施されたことの報告を受けました。また、第二回委員会で提案した安全管理体制強化案の浸透策が講じられつつあるとの報告を受けました。以上を踏まえ当委員会は、アイセック・ジャパンが提案した、海外研修プログラムに関する新たな安全管理強化策が、現段階においては妥当なものであるとの結論に達しました。

ただし、上記の強化策によって研修生の安全を有効に確保されるためには、それが確実に実行され、また教育・研修活動の徹底を通じアイセック・ジャパンのすべての構成員にこの新安全対策が深く浸透し、さらにこの状態が永続的に維持されることが大前提となります。またこうした安全対策は、常に実際の活動を通じて継続的に再評価され、必要に応じて常に改善され続けることが必須であることは言うまでもありません。

<海外安全対策委員会の構成員>

	役職	氏名
委員長	東京大学経済学部教授	藤本隆宏
委員	安全サポート株式会社 代表取締役	有坂錬成
	横浜関内法律事務所 弁護士	庄司道弘
	CSR コンサルタント	山本信之

2. 当委員会の確認結果について

当委員会では、1.に記載しました通り、アイセック・ジャパンの安全管理体制強化案の妥当性の精査を行ってまいりました。その審議を通じ、当委員会が妥当と結論づけたアイセック・ジャパンの海外安全管理強化策は、最終的に下記 2.1.のようになりました。また、アイセック国際本部でも制度の変更が行われました（下記 2.2.）。当委員会は、上記を踏まえ、以下に記載した強化策を含めたアイセック・ジャパンの海外安全管理体制は（それが確実に実施され、アイセック・ジャパンの構成員全員に徹底的に浸透することを必須の前提条件として）、現時点において適切なものであるとの結論に達しました。

2.1. アイセック・ジャパンの海外安全管理改善策について

2012年10月、12月の当委員会からの指摘を受け、2013年1月の第三回委員会において、アイセック・ジャパンより以下のような海外安全管理体制強化案が再提示され、当委員会は当該強化策が適切なものであるとの結論に達しました。以下の強化策要旨は研修プロセスの時系列に沿って記載されております。

<アイセック・ジャパン海外安全管理強化策要旨>

(1) 研修生とアイセック・ジャパンとの契約締結までの体制強化

契約締結に先立って、アイセック・ジャパンは研修生に対して、研修先決定から出国までの期間に関して、次の3点を伝える。①研修生の現地国到着時には原則として現地支部が出迎えに来るが、現地到着時間や搭乗飛行機の情報等について、研修生自身が主体的にアイセック・ジャパン及び現地支部等との連絡を行うこと、②搭乗飛行機、その他の変更等があった際は速やかにアイセック・ジャパン及び現地支部に連絡すること、③そのような連絡を怠った場合に、渡航の安全性が確保できない事態を防止するため、アイセック・ジャパンは上記①および②を実施するよう強く推奨すること。

また、研修生に対して、出国から研修先国到着までの期間に関して、次の 2 点を伝える。
①研修生の搭乗した飛行機が遅延する、現地支部の担当者が渋滞に巻き込まれる等のトラブルにより出迎えができない場合も想定し、研修生は、トラブルの際には、緊急対応窓口へすぐに連絡し、その助言に従うこと、②その際に費用が必要となる可能性があるため対応できる資金を持って渡航すること。

(2) 研修生が研修先を決定するまでの体制強化

研修生は、研修先選定時に、日中時間帯に着く飛行機や、現地支部に出迎えの内容の有無を確認する。研修生の要請に対して、現地支部が、万一、アイセック国際本部のルールに従わず、出迎えを行う意思を示さない場合、アイセック・ジャパンは、現地支部に対し、研修生の出迎えを行うように要請する。それでも現地支部の対応が変わらない場合、アイセック・ジャパンはアイセック国際本部に連絡する。また、研修生は、研修先を変更するか、空港から滞在先までの安全な移動手段を自費で賄うかの決定を行う。

(3) 研修生が日本を出国するまでの体制強化

研修生は、日本出国の 15 日前までに現地支部に対し搭乗予定の飛行機等の情報を伝える。また研修生は、搭乗する飛行機の遅延や変更等が生じた際には、すぐにアイセック・ジャパン及び現地支部に伝える。

(4) 研修生が研修先の国に到着した時の体制強化

何らかの理由で研修先現地国に出迎えが来ていない場合、研修生は直ちに緊急対応窓口へ連絡を入れ、助言を基に安全な移動手段等を取ることにする。

また、出迎えが来ていた場合も、現地の滞在先に到着後直ちにアイセック・ジャパンに連絡をいれる。アイセック・ジャパンは、研修生からの連絡がない場合、現地支部に対して到着確認の連絡を行う。

(5) 研修生が現地国に滞在している間の体制強化

アイセック・ジャパンは週に 1 回以上研修生と連絡をとることとする。また、トラブルが生じた際には、研修生は緊急対応窓口へ連絡を取ることができる体制を作る。

(6) アイセック・ジャパンの危機管理対策の強化

研修生がトラブルに遭遇しないよう、また例え遭遇したとしても被害を最小限に抑えられるよう、海外活動危機管理ガイドラインを改訂する。また、提携する海外危機管理会社が監

修した海外危機管理講習会を開催し、研修生が参加することを必須とする。

2.2. アイセック国際本部による研修生の安全担保のための制度設計変更について

アイセック海外研修プログラムは、海外の現地支部と協力して実施されています。そのため、アイセック・ジャパンだけでなく世界各国のアイセック全体で制度変更を行っていく必要性があります。そこで、アイセック国際本部での制度変更を求めるよう、当委員会は、アイセック・ジャパンに対し要請いたしました。その結果、アイセック国際本部により以下のような制度変更が実施されたと、当委員会はアイセック・ジャパンより報告を受けました。2.1.とあわせることにより、今後の海外研修生送り出し事業については二重の対策が確保されることとなりました。これにより、さらなる海外安全管理が実現されるものと考えられます。

<アイセック国際本部による制度変更一覧>

(1) 研修生が現地に向けて出国するまでの体制の強化

現地支部（受け入れ国・地域）側が研修生に対して提供する現地情報内容を追加する。提供内容としては、現地で注意すべき事項、文化情報、有事の際の対応方法等を提供するものとする。

(2) 研修生が現地に入国してからの体制の強化

従来は研修生と現地支部が合意した地点から受け入れ国側が責任を持ってサポートすることとしていたが、今後は研修生が研修先の国に入国した段階から現地支部がサポートすることとする。

(3) 研修期間中の体制の強化

現地支部側が研修生の状態を週に1度以上確認し、必要に応じ適切なサポートをすることとする。

(4) アイセック国際本部による海外安全管理体制の強化

アイセック国際本部直属の、研修の安全確保等を行う機関の機能の強化を行い、上記の策を会議やメーリングリストを通じて世界各国のアイセックに浸透させるとともに、管理を徹底する。

(5) 受け入れ体制の整わない現地支部への対処

上記(1)~(3)の対応を行わない現地支部に対しては、アイセック国際本部より注意、指導等

の処分を行う。それでも対応の変化がみられなかった場合に備え、(1)~(3)の対応を行うことができない現地支部に対し研修運営資格の剥奪を行う等の処罰を検討する。

3. 今後の体制について

今回のアイセック・ジャパンの海外安全管理体制強化策が、現時点において、上記の意味において適切であるとの結論に達しましたので、当委員会は本日の報告をもって解散いたします。

一方、前述のように、海外安全管理は、実践を通じて常にその妥当性を再チェックし、必要に応じて継続的改善を行うべき、極めて重要な案件であります。したがって、常により安全な海外研修事業を目標とし、アイセック・ジャパンが、今後も継続的に海外安全管理体制のあり方についてを諮問する機関を新たに設置したことを受け、当委員会の委員の一部もその機関の構成員として引き続き参加し、必要に応じ、適宜助言等を行っていく予定であります。

以上